

京都府立医科大学リポジトリ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府公立大学法人京都府立医科大学（以下「本学」という。）における、京都府立医科大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学において作成された研究・教育等の成果（以下「研究・教育成果物」という。）を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運営は、本学附属図書館（以下「図書館」という。）において行う。

(登録者)

第4条 リポジトリに研究・教育成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生等
- (2) 本学の部局・センター・講座・研究室等の各組織、またはそれらを母体とする団体
- (3) 本学内に事務局がある、もしくは第1号に該当する者が委員や代表を務める団体
- (4) その他、本学附属図書館長（以下「図書館長」という。）が特に認めた者

(登録方法)

第5条 登録者は、第2条の目的を理解した上で、自らが作成した、または作成に関与した研究・教育成果物をリポジトリへ登録することができる。

2 リポジトリへ研究・教育成果物を登録しようとする場合、登録者は、京都府立医科大学リポジトリ登録書（以下「登録書」という。）（第1号様式）を図書館長に提出するものとする。

3 第4条第1項第2号及び第3号に規定する組織・団体については、その刊行物・論文等をまとめて登録することができる。

(登録対象)

第6条 リポジトリへ登録できる研究・教育成果物は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学における研究・教育活動により作成された、学術的研究・教育成果物であること
- (2) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(3) ネットワークを通じて配信できること

(登録・公開)

第7条 リポジトリに登録する研究・教育成果物については、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを調査した上で登録・公開する。

(共著者等がいる場合の許諾)

第8条 登録者は、登録し公開する研究・教育成果物について、予め次の事項の許諾を得ておかなければならない。

- (1) 著作権が複数の者に帰属している場合は、すべての著作権者の許諾
- (2) 研究成果の公開が肖像権または情報に関する権利と抵触する場合は、その権利が帰属する者の許諾

(利用許諾)

第9条 登録者は、図書館に以下の行為について無償で許諾を与える。またコンテンツの保存年限は、特に登録者からの申し出がない限りは原則無期限とする。また登録者が本学から離籍した場合であっても、本人からの申し出がない限り公開停止を行わない。

- (1) 当該研究・教育成果物を複製し、リポジトリに格納すること
- (2) ネットワークを通じて前号の複製物を不特定多数に無料で公開（送信）すること
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行うこと

(利用条件)

第10条 リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用しようとする者は、その利用に際して以下に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 著作権法等の定める条件
- (2) 公開する研究・教育成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規程あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件

(利用条件の通知)

第11条 図書館長は、公開に際し、前条に定める利用条件をウェブサイトを通じて広く知らせることとする。

(登録の削除・公開の停止)

第12条 図書館長は、以下の場合に、リポジトリに登録された研究・教育成果物の削除または公開の停止をすることができる。

- (1) 登録者から理由を付して登録の削除または公開の停止の申請を受け、妥当であると判

断する場合

(2) 公序良俗に反する盗用・剽窃による成果、または内容が著しく不適切である等の理由により公開に支障があると判断する場合

(免責事項)

第13条 リポジトリでの研究・教育成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、図書館はその責任を負わない。

(その他)

第14条 この取扱要綱に定めるもののほか、リポジトリの管理運用に必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。